

新 旧 対 照 表
新 旧

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日(第 5 条—第 9 条)
- 第 3 章 教育課程等(第 10 条—第 14 条)
- 第 4 章 入学、退学、転学、留学及び休学(第 15 条—第 26 条)
- 第 5 章 授業料、入学料その他の費用徴収(第 27 条・第 28 条)
- 第 6 章 賞罰(第 29 条・第 30 条)
- 第 7 章 寄宿舎(第 31 条)
- 第 8 章 通信制の課程に関する特例(第 32 条・第 33 条)

附則

高知県立高等学校学則(抜粋)

本則

第 3 章 教育課程等

(教育課程)

第 10 条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月
文部科学省告示第 68 号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施
規則(昭和 47 年高知県教育委員会規則第 7 号)に定めるところによる。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日(第 5 条—第 9 条)
- 第 3 章 教育課程等(第 10 条—第 14 条)
- 第 4 章 入学、退学、転学、留学及び休学(第 15 条—第 26 条)
- 第 5 章 授業料、入学料その他の費用徴収(第 27 条・第 28 条)
- 第 6 章 賞罰(第 29 条・第 30 条)
- 第 7 章 寄宿舎(第 31 条)
- 第 8 章 通信制の課程に関する特例(第 32 条・第 33 条)

附則

高知県立高等学校学則(抜粋)

本則

第 3 章 教育課程等

(教育課程)

第 10 条 高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領(平成 21 年 3 月
文部科学省告示第 34 号)及び高知県立中学校及び高等学校教育課程実施
規則(昭和 47 年高知県教育委員会規則第 7 号)に定めるところによる。